**平成２１年（フ）第１７３８９号**
埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目544―２―203
債務者　照井　敏樹
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７３９１号**
東京都墨田区江東橋２丁目10―10―602
債務者　切山　香奈
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７３９３号**
神奈川県川崎市宮前区野川3234―１―Ｃ―202
債務者　鮎瀬　弘幸
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７３９５号**
東京都足立区足立３丁目５―17　第二ときわマンション103
債務者　高橋　清次
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７３９６号**
埼玉県八潮市大字大曽根19―６　グリーンパーク第11八潮407
債務者　渡邊　高史
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７３９７号**
東京都大田区南久が原２丁目５―20―202
債務者　渡部　千香
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４０３号**
東京都大田区萩中１丁目７―１―235
債務者　加藤　博己
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４０８号**
東京都江戸川区小松川１丁目２―１―1210
債務者　松尾　哲志
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４０９号**
東京都足立区舎人６丁目９―15―406
債務者　山下　重利
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４１１号**
東京都墨田区両国２丁目20―12―1106
債務者　三浦　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４１２号**
東京都墨田区両国２丁目20―12―1106
債務者　三浦　克洋
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４１４号**
神奈川県横浜市鶴見区下野谷町３丁目121　スカイコート鶴見第６―405
債務者　三田　幸治
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４１５号**
東京都江東区大島４丁目１―６―1319
債務者　小野美沙子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４１６号**
東京都江東区東雲２丁目７―１―2005
債務者　今野　真二
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４１７号**
東京都江東区東雲２丁目７―１―2005
債務者　今野　和美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７４２０号**
東京都江東区三好３丁目１―17―311
債務者　戸蒔寿美子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部